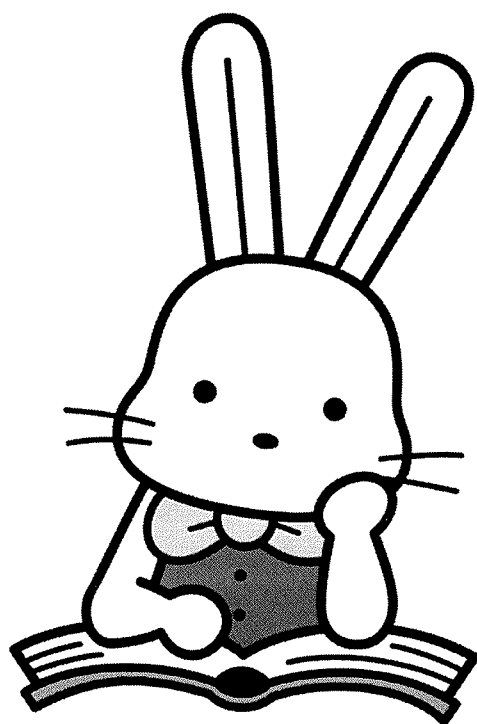


提出議案一覽



令和6年12月定例会議提出議案(市長提出議案)

(令和6年12月2日提出)

- | 1 | 議案第152号 | 令和6年度福島市一般会計補正予算(第6号) | | | | | | | | | |
|---------|----------|--|--|-----|-----|--------|----------|---|---------|------|------|
| 2 | 議案第153号 | 令和6年度福島市水道事業会計補正予算(第2号) | | | | | | | | | |
| 3 | 議案第154号 | 令和6年度福島市下水道事業会計補正予算(第1号) | | | | | | | | | |
| 4 | 議案第155号 | 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第3号) | | | | | | | | | |
| 5 | 議案第156号 | 令和6年度福島市飯坂町財産区特別会計補正予算(第1号) | | | | | | | | | |
| 6 | 議案第157号 | 令和6年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第2号) | | | | | | | | | |
| 7 | 議案第158号 | <p>福島市上下水道局の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件</p> <p>全国で頻発する大規模な自然災害に備え、上下水道施設の一体的な老朽化対策や防災対策等を着実に推進するとともに、持続可能な経営基盤の強化や安定的なサービス提供を図るため、令和8年度「上下水道局」設置に向けた改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>○令和7年度の組織体制の構築</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>(改正前)</p> <p>①都市政策部 下水道室</p> <p>②水道局</p> </div> <div style="font-size: 2em;">▶</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>(改正後)</p> <p>①上下水道局(市長部局)</p> <p>②上下水道局(公営企業)</p> <p><small>※令和7年度に限り市長部局と公営企業の組織として併置する</small></p> <p><small>(令和7年4月1日から施行)</small></p> </div> <div style="font-size: 2em;">▶</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>令和8年度</p> <p>上下水道局(公営企業)</p> <p><small>※一体運営予定</small></p> </div> </div> | | | | | | | | | |
| 8 | 議案第159号 | <p>福島市文化財保護条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>本市の歴史や生活文化を知るうえで貴重な伝統的技術を文化財として保護・継承するための改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p style="text-align: center;">「民俗技術」を保護対象の文化財に追加</p> <p>※1 「民俗技術」とは？
生活や生業に関わる製作技術など地域において伝承されてきた技術のこと</p> <p>※2 「土湯伝統こけしの製作技術」について文化財指定を目指すもの</p> <p>※3 文化財指定によりその価値が市内外にも発信され、保存及び活用の機運が高まる</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> | | | | | | | | | |
| 9 | 議案第160号 | <p>福島市市民農園条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>農業への理解・関心を高め、農業担い手のさらなる創出が図れるよう、市民農園の使用要件を緩和する改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">改正前</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">使用できる人</td> <td style="text-align: center;">世帯単位(市内)</td> <td> ①個人単位(市内)
 ②事業者等の法人、団体(市内)
 ③市内への通勤者・通学者
 ④規則で定める者(※) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用できる期間</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> <td style="text-align: center;">5年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>○改正後は、区画に空きがある場合などの一定要件に合致すれば更新可能
※移住希望者も使用できるよう規則で定める予定</p> <p style="text-align: right;">(令和7年4月1日から施行)</p> | | 改正前 | 改正後 | 使用できる人 | 世帯単位(市内) | ①個人単位(市内)
②事業者等の法人、団体(市内)
③市内への通勤者・通学者
④規則で定める者(※) | 使用できる期間 | 3年以内 | 5年以内 |
| | 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | |
| 使用できる人 | 世帯単位(市内) | ①個人単位(市内)
②事業者等の法人、団体(市内)
③市内への通勤者・通学者
④規則で定める者(※) | | | | | | | | | |
| 使用できる期間 | 3年以内 | 5年以内 | | | | | | | | | |

10	議案第161号	福島市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 生活保護法における「救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、救護施設と更生施設の入所者へ質の高い支援を提供するための改正を行う。 【主な改正内容】 <u>入所者ごとの個別支援計画の作成が義務化</u> ※1 救護施設 身体や精神に著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難で、かつ生活保護を必要とする者が入所する施設 ※2 更生施設 身体的・精神的理由により見守りや生活指導を要し、かつ生活保護を必要とする者が入所または通所により就労・技能訓練を受けることができる施設 ※3 <u>現在、市内に該当する施設はありません。</u> (公布の日から施行)
11	議案第162号	福島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 人材確保が困難となっている状況を踏まえ、介護保険法施行規則の一部が改正されたことから、地域包括支援センターの柔軟な職員配置が可能となる改正を行う。 【主な改正内容】 専従かつ常勤を原則とする職員の柔軟な配置を可能とするもの <u>(1)非常勤職員による代替</u> <u>(2)センター間の実情に応じた職員配置</u> ※専従かつ常勤を原則とする職員とは？ センターが担当する区域における 65 歳以上の介護保険被保険者の数が、おおむね 3,000～6,000 人ごとに配置を要する職員(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員各1名)のこと (公布の日から施行)
12	議案第163号	福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件 市民及び事業者に対し、ごみ排出ルールの徹底を促し、ごみ減量及びリサイクルの推進を図ることを目的に所要の改正を行う 【主な改正内容】 <u>(1)ごみの適正排出を市民の責務として明確化</u> <u>(2)違反ごみの開封調査を導入</u> <u>(3)改善勧告に従わない場合の公表規定を新設</u> ※違反ごみの例 ・可燃・不燃・資源物など適正に分別されず排出される家庭系ごみ ・本来排出できないごみ集積所へ不法に排出される事業系ごみ (令和7年3月1日から施行)
13	議案第164号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件 再犯防止に向けて刑法の一部が改正されることに伴い、関係条例を整理する改正を行う。 【主な改正内容】 (改正前) 「禁錮刑」 「懲役刑」 ➡ (改正後) 「拘禁刑」に一本化 (令和7年6月1日から施行)

14	議案第165号	民事調停申立ての件 市営住宅に係る滞納家賃の支払いに関して、調停を申し立てる。 (1)申立先 福島簡易裁判所 (2)相手方 6人
15	議案第166号	字の区域の変更の件 大波の一部の地区における地籍調査の実施に関連して、字の区域の適正化を図るため、字の区域の変更を行う。 【今回の区域面積】大波 0.03k㎡
16	議案第167号	市道路線の認定及び廃止の件 一般公共の用に供する等ため4路線を認定するとともに、5路線を廃止する。 (1)路線数 8,029本 ⇒ 8,028本 (2)市道延長 約2,967.1km ⇒ 約2,966.1km ※認定路線中、1路線は、県道福島停車場線(通称:駅前通り)
17	議案第168号	工事請負契約の件 飯坂温泉観光会館非常用発電設備更新工事について、請負契約を締結する。 (1)契約金額 203,830,000円 (2)契約の相手方 広栄電設株式会社 代表取締役 加藤 裕司 (3)履行期限 令和8年3月18日
18	議案第169号	工事請負契約の件 福島市市民会館解体工事について、請負契約を締結する。 (1)契約金額 686,180,000円 (2)契約の相手方 有限会社エヌオーエー 代表取締役 阿部 則夫 (3)履行期限 令和8年6月12日
19 ～ 22	議案第170号 ～ 議案第173号	指定管理者の指定の件 福島市児童公園ほか3件について、指定管理者を指定する。 (1)指定期間 令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 ※公設地方卸売市場は令和10年3月31日まで
23	議案第174号	専決処分承認の件
24	報告第25号	専決処分報告の件

令和6年12月定例会議提出議案(市長提出議案、追加分)

(令和6年12月11日提出)

1	議案第175号	令和6年度福島市一般会計補正予算(第7号)
2	議案第176号	令和6年度福島市水道事業会計補正予算(第3号)
3	議案第177号	令和6年度福島市下水道事業会計補正予算(第2号)
4	議案第178号	令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第4号)
5	議案第179号	令和6年度福島市飯坂町財産区特別会計補正予算(第2号)
6	議案第180号	令和6年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第3号)
7	議案第181号	令和6年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算(第2号)
8	議案第182号	令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第3号)
9	議案第183号	議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 議会議員の期末手当を改定するため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 令和6年12月期 期末手当の支給月数を0.05月分引上げ 「1.700月」⇒「 <u>1.750月</u> 」 【公布の日から施行(適用は令和6年12月1日)】
10	議案第184号	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 市長等の期末手当を改定するため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 令和6年12月期 期末手当の支給月数を0.05月分引上げ 「1.675月」⇒「 <u>1.725月</u> 」 【公布の日から施行(適用は令和6年12月1日)】

11	議案第185号	福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 職員の給料及び期末勤勉手当等を改定するため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)若年層に特に重点を置きつつ、全号給の給料月額を引上げ (平均改定率 3.06%) <初任給> 高校卒程度 <u>23,600円引上げ(198,000円)</u> 大学卒程度 <u>23,200円引上げ(230,300円)</u> (2)令和6年12月期 一般職員の期末勤勉手当の支給月数を 0.15月分引上げ ①期末手当「1.225月」⇒「<u>1.275月</u>」(0.05月分引上げ) ②勤勉手当「1.000月」⇒「<u>1.100月</u>」(0.10月分引上げ) 【公布の日から施行(適用は(1)令和6年4月1日、(2)令和6年12月1日)】
----	---------	---

令和6年12月定例会議提出議案(委員会、議員提出議案)

(令和6年12月17日提出)

1	議案第186号	福島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件
2	議案第187号	議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
3	議案第188号	福島市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
4	議案第189号	福島市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
5	議案第190号	課税最低限引き上げの税制改正における国による恒久的な税制措置等の 地方財政への配慮を求める意見書

令和7年2月4日緊急会議

令和7年2月4日緊急会議提出議案(市長提出議案)

(令和7年2月4日提出)

1	議案第1号	令和6年度福島市一般会計補正予算(第8号)
2	議案第2号	令和6年度福島市下水道事業会計補正予算(第3号)
3	議案第3号	専決処分承認の件

令和7年3月定例会議

令和7年3月定例会議提出議案(市長提出議案)

(令和7年3月3日提出)

1	議案第4号	令和7年度福島市一般会計予算
2	議案第5号	令和7年度福島市水道事業会計予算
3	議案第6号	令和7年度福島市下水道事業会計予算
4	議案第7号	令和7年度福島市農業集落排水事業会計予算
5	議案第8号	令和7年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算
6	議案第9号	令和7年度福島市飯坂町財産区特別会計予算
7	議案第10号	令和7年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算
8	議案第11号	令和7年度福島市土地区画整理事業費特別会計予算
9	議案第12号	令和7年度福島市介護保険事業費特別会計予算
10	議案第13号	令和7年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計予算
11	議案第14号	令和7年度福島市青木財産区特別会計予算
12	議案第15号	令和7年度福島市工業団地整備事業費特別会計予算
13	議案第16号	令和7年度福島市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算
14	議案第17号	令和6年度福島市一般会計補正予算(第9号)
15	議案第18号	令和6年度福島市一般会計補正予算(第10号)
16	議案第19号	令和6年度福島市下水道事業会計補正予算
17	議案第20号	令和6年度福島市農業集落排水事業会計補正予算

18	議案第21号	令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算
19	議案第22号	令和6年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算
20	議案第23号	令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算
21	議案第24号	令和6年度福島市工業団地整備事業費特別会計補正予算
22	議案第25号	福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び福島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ○時間外勤務の免除制度の対象となる育児を行う職員の範囲を拡大 (改正前) 3歳になるまでの子 (改正後) <u>小学校就学前の子</u> を養育する職員 ➡ を養育する職員 (令和7年4月1日から施行)
23	議案第26号	福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 社会と公務の変化に応じた給与制度への抜本的な転換を図ることとした、国家公務員の給与制度のアップデートを踏まえ、本市においても、実情を勘案した給与制度の見直しを行う。 【主な改正内容】 (1)給 料 ・ <u>民間人材等を採用する際の給料水準を引上げ</u> ※初任給・若年層の給料水準の引上げは、昨年12月議会にて改正済み (2)諸手当 ・ <u>扶養手当の配偶者に係る分を廃止し、子に係る分を増額</u> ・ <u>管理職の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大</u> (令和7年4月1日から施行)
24	議案第27号	福島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件 雇用保険法等の一部改正により、退職した国家公務員への「失業者の退職手当」の給付内容の見直しが行われたことに伴い、本市もこれに準じて整理する改正を行う。 【主な改正内容】 (1) <u>就業手当廃止に伴う整理</u> (2) <u>地域延長給付の適用期間を延長</u> (改正前) 令和7年3月31日 ⇒ (改正後) <u>令和9年3月31日</u> ※1 失業者の退職手当とは？ 雇用保険法の「失業等給付」に準じて、退職手当の額が「失業等給付」の相当額に満たない場合に、その差額分を限度として支給する手当 ※2 就業手当とは？ 「失業等給付」の1つで、1年未満の非正規雇用職に就業した際などに支給する手当 ※3 地域延長給付とは？ 雇用機会が不足する地域に居住する場合、給付日数を特例として延長給付する制度 (令和7年4月1日から施行)
25	議案第28号	福島市語学指導等を行う外国青年の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件 全国統一的に運用する外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業にかかる報酬額を国が見直したことから、本市が任用する語学指導等を行う外国青年の報酬上限額の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)外国語指導助手(通称「ALT」)と国際交流員(通称「CIR」)の報酬上限額を引上げ (改正前) 330,000円 ⇒ (改正後) <u>360,000円</u>

		(2)主任外国語指導助手の報酬上限額を引上げ (改正前) 350,000円 ⇒ (改正後) <u>370,000円</u> (令和7年4月1日から施行)																																			
26	議案第29号	福島市産業振興基金条例を廃止する条例制定の件 基金残高の減少に伴い、事業への活用を終えるため、条例を廃止する。 (令和7年4月1日から施行)																																			
27	議案第30号	福島市地区集会所条例の一部を改正する条例制定の件 下釜団地市営住宅の取り壊しに伴い、同地区集会所を廃止する改正を行う。 廃止する集会所 <u>・下釜団地第1集会所</u> <u>・下釜団地第2集会所</u> (公布の日から施行)																																			
28	議案第31号	福島市税条例の一部を改正する条例制定の件 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う 【主な改正内容】 <u>条例中で引用する条項の修正</u> (令和7年4月1日から施行)																																			
29	議案第32号	福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 省エネ化に伴い重量化する建築物の安全を担保するため、建築基準法が改正され、また、省エネ性能の確保のため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が改正されたことから所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1) <u>建築確認申請にかかる審査手数料額の引上げ</u> <table><tr><th>建築物に関する確認申請手数料</th><th>現 行</th><th>改定後</th></tr><tr><td>30㎡以内のもの</td><td>8,000円</td><td>9,000円</td></tr><tr><td>30㎡を超え100㎡以内のもの</td><td>15,000円</td><td>17,000円</td></tr><tr><td>100㎡を超え200㎡以内のもの</td><td>23,000円</td><td>35,000円</td></tr><tr><td>200㎡を超え500㎡以内のもの</td><td>29,000円</td><td>39,000円</td></tr><tr><td>500㎡を超えるもの</td><td colspan="2">改定なし</td></tr></table> ※(1)の審査手数料額の引上げ理由 すべての建築物に省エネ基準適合が義務付けられたことによる建築物の重量化に伴い、構造安全基準等への適合を確認するための審査項目が増加したため。 (2)<u>省エネ性能適合審査に新たな対象を追加</u><table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>申請手数料</th></tr><tr><td rowspan="2">一戸建ての住宅</td><td>200㎡未満</td><td>38,000円</td></tr><tr><td>200㎡以上</td><td>43,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">共同住宅等 (一戸建ての住宅 以外の住宅)</td><td>300㎡未満</td><td>77,000円</td></tr><tr><td>300㎡以上2,000㎡未満</td><td>128,000円</td></tr><tr><td>2,000㎡以上5,000㎡未満</td><td>217,000円</td></tr><tr><td>5,000㎡以上</td><td>311,000円</td></tr></table> (令和7年4月1日から施行)	建築物に関する確認申請手数料	現 行	改定後	30㎡以内のもの	8,000円	9,000円	30㎡を超え100㎡以内のもの	15,000円	17,000円	100㎡を超え200㎡以内のもの	23,000円	35,000円	200㎡を超え500㎡以内のもの	29,000円	39,000円	500㎡を超えるもの	改定なし		区 分		申請手数料	一戸建ての住宅	200㎡未満	38,000円	200㎡以上	43,000円	共同住宅等 (一戸建ての住宅 以外の住宅)	300㎡未満	77,000円	300㎡以上2,000㎡未満	128,000円	2,000㎡以上5,000㎡未満	217,000円	5,000㎡以上	311,000円
建築物に関する確認申請手数料	現 行	改定後																																			
30㎡以内のもの	8,000円	9,000円																																			
30㎡を超え100㎡以内のもの	15,000円	17,000円																																			
100㎡を超え200㎡以内のもの	23,000円	35,000円																																			
200㎡を超え500㎡以内のもの	29,000円	39,000円																																			
500㎡を超えるもの	改定なし																																				
区 分		申請手数料																																			
一戸建ての住宅	200㎡未満	38,000円																																			
	200㎡以上	43,000円																																			
共同住宅等 (一戸建ての住宅 以外の住宅)	300㎡未満	77,000円																																			
	300㎡以上2,000㎡未満	128,000円																																			
	2,000㎡以上5,000㎡未満	217,000円																																			
	5,000㎡以上	311,000円																																			
30	議案第33号	松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件 松陵義務教育学校の開校に合わせ、小中学校にかかる定義規定を統一して整理する改正を行う。 【主な改正内容】 <u>条例中の定義規定に義務教育学校にかかる文言を追加</u> (令和7年4月1日から施行)																																			

31	議案第34号	福島市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件 持続可能で効率的な市場運営を目指すとともに、場内事業者の経営基盤の安定を図るため、使用料減免の特例期間を延長する改正を行い、市民への安全安心な生鮮食料品等の安定供給を確保する。 【主な改正内容】 (改正前) (改正後) 特例期間 令和7年3月31日 → <u>令和9年3月31日</u> (令和7年4月1日から施行)
32	議案第35号	福島市青少年問題協議会条例を廃止する条例制定の件 青少年を取り巻く環境・問題が変化していることなどを踏まえ、こどもから若者までの支援を包括的な取り組みとして推進するため、こども計画に青少年プランを統合することとしたことなどから、青少年問題協議会を廃止する。 子ども・子育て新ステージプラン (社会福祉審議会 児童福祉専門分科会) 統合 福島市こども計画 令和7年度～令和11年度 (社会福祉審議会 児童福祉専門分科会) 青少年プラン (青少年問題協議会) (令和7年4月1日から施行)
33	議案第36号	福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例制定の件 再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護、獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することを目的に条例を制定する。 (令和7年4月1日から施行)
34	議案第37号	福島市環境審議会条例の一部を改正する条例制定の件 福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例の制定に合わせ、環境の保全と経済活動の調和にかかる問題に迅速かつ専門的に対応できる体制強化のため、専門部会の設置等を追加する改正を行う。 【主な改正内容】 (1)環境審議会委員を増員 (改正前) 12人以内 → (改正後) <u>15人以内</u> (2)<u>専門部会(環境審議会の下部組織)の新設</u> (令和7年4月1日から施行)
35	議案第38号	福島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業が創設されたことから、実施にあたり必要な保育の水準を確保するため、設置等にかかる基準を定める条例を制定する。 【主な内容】 <u>令和7年度からの事業実施に向け設置等の基準を整備</u> ※乳児等通園支援事業(通称:こども誰でも通園制度)とは? 全てのこどもの育ちの応援と、良質な成育環境整備を目的に創設された事業。保育所等に入所していない0歳6か月～満3歳未満のこどもに、月一定時間・時間単位で通園してもらい、こどもの育ちを支援するとともに、保護者へ子育てに関する情報提供や助言等の援助も行う。 (令和7年4月1日から施行)

36	議案第39号	福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 厚生労働省令及び内閣府令の一部改正により、家庭的保育事業等を安定的に実施できるよう認可要件の緩和措置がなされたことから、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)連携施設を確保できない場合、家庭的保育事業等の事業者同士の連携（責任の明確化等が条件）による認可を可能とするもの (2)(1)においても連携施設を確保できない家庭的保育事業者等に対する認可容認期間を延長 (改正前) 令和7年3月31日 ⇒ (改正後) 令和12年3月31日 ※家庭的保育事業等とは？ 主に定員19名以下で0歳～2歳が通う少人数制保育を行う事業 ※連携施設とは？ 在園児の集団保育を経験する機会の確保や、卒園後の進路の確保等のために、家庭的保育事業等と連携している保育園や幼稚園のこと (令和7年4月1日から施行)
37	議案第40号	福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、配置する職員の資格要件にかかる特例期間を延長する改正を行う。 【主な改正内容】 ○副園長又は教頭の資格要件の特例期間の延長 (改正前) (改正後) 令和7年3月31日 → 令和9年3月31日 ※資格要件の特例とは？ 保育教諭等の確保が困難になるおそれがあることから、当面の保育の受け皿・保育人材の確保を目的に副園長又は教頭を置く場合の資格要件を「幼稚園教諭免許状」と「保育士の登録」のいずれか1つで可とするもの (令和7年4月1日から施行)
38	議案第41号	栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格の見直しのため栄養士法の一部が改正されることに伴い、関係条例を整理する改正を行う。 【主な改正内容】 ○介護老人福祉施設や保育施設等の栄養士にかかる配置基準の見直し (改正前) (改正後) 栄養士 → 栄養士または管理栄養士 ※従来の管理栄養士は栄養士免許を取得していたが、受験資格の見直しにより、管理栄養士が栄養士免許を持たない場合が想定されることから、管理栄養士を追加するもの (令和7年4月1日から施行)
39	議案第42号	福島市保健所条例の一部を改正する条例制定の件 下水の水質の検定方法等に関する省令の一部改正に伴い、公衆浴場の水質基準の検査項目を見直す改正を行う。 【主な改正内容】 (改正前) (改正後) 細菌学検査項目 大腸菌群等 → 大腸菌 ※自然由来の細菌を除外し、大腸菌のみを検出する技術が確立されたことによる見直し (令和7年4月1日から施行)

40	議案第43号	福島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 条例中で引用する条項の修正 (令和7年6月1日から施行)
41	議案第44号	事業契約の一部変更の件(福島市新学校給食センター整備運営事業) 工事内容の変更等に伴い、契約金額を変更する。 (1)契約金額 10,436,471,390円 ↓ 約 3億8千万円の増額 10,815,550,574円 (2)変更理由 ①物価変動に伴う追加費用 ②追加地盤改良工事の発
42	議案第45号	訴えの提起の件 旧大波小学校敷地について所有権移転登記の手続きを求めるため、訴えを提起する
43	議案第46号	市道路線の認定の件 一般公共の用に供するため1路線を認定する。 (1)路線数 8,028本 ⇒ 8,029本 (2)市道延長 約2,966.1km ⇒ 約2,966.2km
44	議案第47号	包括外部監査契約の件 令和7年度の包括外部監査契約を締結する。
45	議案第48号	工事請負契約の一部変更の件 (重要文化財旧広瀬座再整備工事(建築本体工事)) 工事内容の変更に伴い、契約金額を変更する。 (1)契約金額 337,700,000円 → 408,711,600円 (2)変更理由 屋根の葺き替えを、より強度上昇が期待できる仕様へ変更
46	議案第49号	財産取得の件 中学校教師用指導書を更新する。 (1)契約金額 29,311,920円 (2)契約の相手方 有限会社 油屋書店 取締役 鈴木悦夫 (3)納 期 令和7年3月31日
47	報告第1号	専決処分報告の件

令和7年3月定例会議提出議案(市長提出議案、追加分)

(令和7年3月26日提出)

1	議案第50号	監査委員選任の件
2	議案第51号	人権擁護委員候補者推薦の件

令和7年3月定例会議提出議案(委員会、議員提出議案)

(令和7年3月26日提出)

1	議案第52号	福島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件
2	議案第53号	福島市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
3	議案第54号	福島市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
4	議案第55号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書